

令和4年度 消費生活地域講座事業委託事業者募集要領

この募集要領は、山梨県（以下「県」という。）が実施する「令和4年度消費生活地域講座事業」を委託するに当たり、その手続き等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 事業の名称、内容等

(1) 事業の名称

令和4年度消費生活地域講座事業（以下「事業」という。）

(2) 事業の内容

「令和4年度消費生活地域講座事業委託仕様書」に基づく事業者提案による。

(3) 契約期間

契約日から令和5年2月末日まで

(4) 委託料上限額

1団体あたり金200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 委託事業者数

3団体

2 応募資格

以下の(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。又は法人にあっては、その構成員が暴力団員でないこと。
- (3) 山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (4) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
- (5) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。
- (6) 山梨県内において活動する団体であること。
- (7) 事業を的確に遂行できる能力を有すること。

3 スケジュール

事業説明会	令和4年7月8日（金）午後2時 場所：山梨県防災新館408会議室（甲府市丸の内1-6-1）
応募書類の提出期限	令和4年7月25日（月）午後5時必着
委託候補団体選定	令和4年8月上旬～中旬
契約締結	令和4年8月中旬
事業開始	協議の上決定

4 応募手続き

(1) 提出書類及び部数

以下の書類を揃えて提出すること。

ア 事業受託申請書（様式1）：1部

イ 事業実施計画書（別紙1-1）：1部

ウ 実施体制（別紙1-2）：1部

申請にあたり、団体のこれまでの活動経過を踏まえて項目ごとに記入すること。

エ 実施内容（別紙1-3）：1部

事業実施にあたり、企画や対象者、講師の選定、連携機関など、実施内容に工夫した点を項目ごとに具体的に記入すること。

オ 団体活動状況届（別紙2）：1部

カ 宣誓書（別紙3）：1部

キ その他、県が必要と認める書類（指示があった場合のみ提出）

(2) 提出方法

山梨県県民生活部県民生活安全課のホームページ（※）から事業受託申請書等をダウンロードして必要書類を作成し、郵送または持参により提出すること。

（※）https://www.pref.yamanashi.jp/shokuhin-st/syouhi_seikatsu-r4.html

持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、封筒に「事業受託申請書在中」と明記し、(3)の提出期限必着とする。

応募書類を郵送した場合は、7の提出先に電話連絡をすること。

(3) 提出期限

令和4年7月25日（月）午後5時（必着）

(4) 留意事項

ア 提出された書類について、提出後の差替え及び変更は認めない。ただし、県が補正を求めた場合又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りではない。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 審査は提出書類により書面で行うが、その内容について応募者又は関係機関から意見聴取することがある。

エ 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格とする。

（ア）提出書類が所定の期限までに整わなかったとき。

（イ）見積額が、1の（4）の委託料上限額を上回っているとき。

（ウ）提出書類の内容に虚偽、不正または本要項の定め違反する記載があったとき。

（エ）審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

（オ）その他不正な行為があったとき。

オ 応募に要する経費は、全て応募者の負担とする。

カ 実施に当たっては、感染症の蔓延などの社会情勢を十分に考慮し、県と協議の上実施の可否を検討すること。場合によっては契約後でも実施しないことも想定され、その場合の委託料の取扱いについては県と協議すること。

キ 説明会に出席しなくても応募は可能とする。

5 選考方法及び審査基準

(1) 選考方法等

ア 県民生活安全課において、提出された申請書等について、下記(2)の審査基準に基づく書面審査を行い、審査の採点の合計が高い者から順に3団体を委託候補者とする。

イ 審査結果は、応募者に郵送にて速やかに通知する。

(2) 審査基準

審査区分及び評価項目は、次のとおりとする。

ア 実施体制 (40点)

審査区分	評価項目	配点
実施体制	1. 消費者教育に関する知識、ノウハウ、経験を十分に生かせることが期待できるか	8点
	2. 消費者教育や消費者啓発に関して意識が高く、委託事業の的確な遂行のために必要な組織力、人員、能力を有している団体であるか	8点
	3. 消費者問題の解決、情報提供、啓発といった活動に積極的に取り組んでいるか	8点
	4. 講座開講に関する技術、経験が十分であるか	8点
	5. 感染症対策について十分な対策が講じられているか	8点

イ 実施内容 (60点)

審査区分	評価項目	配点
実施内容	1. 様々な年代に対し情報提供や啓発を行えるよう、講座対象者の選定に工夫がされているか	10点
	2. 講師を選定するに際して、内容によって適した講師を採用する等、工夫を凝らした講師選定を行っているか	10点
	3. 情報提供や啓発の内容について、県民の消費者問題に対する知識の向上や興味・関心を喚起するために、具体的な工夫がされているか	10点
	4. 講座内容が消費者に対して分かりやすく伝わるよう、様々な手法を取り入れているか	10点
	5. 講座の実施にあたり、団体のネットワークを活用し、市町村や諸機関等と連携する等、広く県民に対し効果的な情報提供・啓発や広報活動を行っているか	10点
	6. 委託事業及び実施目的の内容を十分に理解した講座内容となっているか	10点

ウ 評価基準

評価点	採点基準
10	特に優れている（委託の趣旨以上の効果が期待できる）
8	優れている（委託の趣旨の効果が期待できる）
6	普通（委託の趣旨に合致している）
4	劣る（委託の趣旨を一部満たしていない）
2	著しく劣る（委託の趣旨を満たしておらず、効果が期待できない）

注：実施体制の項目については、評価基準に照らし「特に優れている（8点）」「優れている（6点）」「普通（4点）」「劣る（2点）」「著しく劣る（0点）」とする。

6 委託契約の締結

（1）契約方法

山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）に定める契約の手続きにより、契約を締結するものとする。

（2）事業成果の報告

事業を受託した事業者（以下、「受託者」という。）は、2月末日までに、事業実績報告書（様式2）、事業実施報告書（別紙1）を県に提出するものとする。

（3）委託料の支払い

受託者は、提出した事業実績報告書（様式2）の内容が契約内容に適合していることについて県の検査を受けた後、受託者は事業委託料請求書（様式3）を県に提出し委託料の支払いを請求するものとする。このときの請求額は、事業に要した実支出額と契約上限額のいずれか低い額とする。

ただし、受託者は、経費の前金払いを必要とする場合、事業委託料前金払請求書（様式4）により請求することができる。

（4）事業内容の変更

受託者は、事業の実施内容を変更するときは、事前に事業委託内容変更協議書（様式5）により協議するものとする。

（5）委託の解除

県は、受託者が委託契約の内容に違反したとき、または委託事業の遂行が困難であると認めたときは、受託者に対して委託契約を解除し、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を請求することができる。

7 問い合わせ先・提出先

山梨県県民生活部県民生活安全課 消費生活担当
住所：〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1
電話：055-223-1352
電子メール：shokuhin-st@pref.yamanashi.lg.jp